



|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 都市社会学 : 昭和28年度特殊講義案 第8巻   |
| Author(s)        | 鈴木, 栄太郎   |
| Issue Date       | 1953  |
| Doc URL          | <a href="http://hdl.handle.net/2115/77389">http://hdl.handle.net/2115/77389</a> |
| Type             | manuscript  |
| Note             | 東洋大学社会学部大学院社会学研究科講義案。都市の時間的秩序。  |
| File Information | N015_01S28.pdf  |



[Instructions for use](#)

都市社会学

二十八年夏

时殊讲义案

第八卷

都市の時間的秩序



TOKYO

MITUHA







時空の経過の如く如く

の経過は、

女が如く

の経過は、

日常生生活

因果関係の

因果関係の

因果関係の

因果関係の

因果関係の

因果関係の

因果関係の

因果関係の



以 継起す<sup>32</sup> 親系<sup>33</sup>を 存す。形<sup>34</sup>の

此<sup>35</sup> 存<sup>36</sup> 因<sup>37</sup> 果<sup>38</sup>。形<sup>39</sup> 式<sup>40</sup> で 確<sup>41</sup> 定<sup>42</sup> せ<sup>43</sup> る

可<sup>44</sup> 能<sup>45</sup> 性<sup>46</sup> と 同<sup>47</sup> じ<sup>48</sup> な 秩<sup>49</sup> 序<sup>50</sup> を 有<sup>51</sup> す<sup>52</sup> か

否<sup>53</sup> の 事<sup>54</sup> を 考<sup>55</sup> へ<sup>56</sup> 同<sup>57</sup> じ<sup>58</sup> な 秩<sup>59</sup> 序<sup>60</sup> を 有<sup>61</sup> す<sup>62</sup> か

此<sup>63</sup> 存<sup>64</sup> 的<sup>65</sup> 因<sup>66</sup> 果<sup>67</sup> の 形<sup>68</sup> 式<sup>69</sup> と 是<sup>70</sup> の 形<sup>71</sup> 式<sup>72</sup> と

を 下<sup>73</sup> 高<sup>74</sup> い<sup>75</sup> よ<sup>76</sup> の<sup>77</sup> に<sup>78</sup> は<sup>79</sup> 考<sup>80</sup> へ<sup>81</sup> ね<sup>82</sup> ば<sup>83</sup> 可<sup>84</sup> べ<sup>85</sup> ず

高<sup>86</sup> 一<sup>87</sup> 此<sup>88</sup> 存<sup>89</sup> 的<sup>90</sup> 地<sup>91</sup> 位<sup>92</sup> を 有<sup>93</sup> す<sup>94</sup>、 又<sup>95</sup> 是<sup>96</sup> の<sup>97</sup>

勤<sup>98</sup> 勞<sup>99</sup> 年<sup>100</sup> 社<sup>101</sup> の 終<sup>102</sup> り<sup>103</sup> は 高<sup>104</sup> い 地<sup>105</sup> 位<sup>106</sup> を

有<sup>107</sup> す。 此<sup>108</sup> の<sup>109</sup> よ<sup>110</sup> り<sup>111</sup> 女<sup>112</sup> 性<sup>113</sup> の<sup>114</sup> 一<sup>115</sup> 切<sup>116</sup> の<sup>117</sup> 事<sup>118</sup>。

以<sup>119</sup> 下<sup>120</sup> の<sup>121</sup> 大<sup>122</sup> 衆<sup>123</sup> の<sup>124</sup> 宗<sup>125</sup> 族<sup>126</sup> 制<sup>127</sup> 度<sup>128</sup> の<sup>129</sup> 内<sup>130</sup> に<sup>131</sup> 在<sup>132</sup> る

宗<sup>133</sup> 族<sup>134</sup> と 是<sup>135</sup> の<sup>136</sup> 親<sup>137</sup> は 子<sup>138</sup> の<sup>139</sup> 為<sup>140</sup> に 没<sup>141</sup> 我<sup>142</sup> 家<sup>143</sup> 自<sup>144</sup>

の<sup>145</sup> 考<sup>146</sup> へ<sup>147</sup> る<sup>148</sup> 事<sup>149</sup> 業<sup>150</sup> 中<sup>151</sup> 階<sup>152</sup> 級<sup>153</sup> を<sup>154</sup> 考<sup>155</sup> へ<sup>156</sup> る<sup>157</sup> 事<sup>158</sup>。

老いし身への自便を失ふ陰とし

たれば、子は親のみに孝養を

戒をつくり、孝の徳を

よく守りぬいである。かくの如き

子の為につくしむれば、孝に子ありしよ

つくすべし時、（孝に）國は（孝に）一（孝に）の（孝に）徳

産みかありし<sup>（孝に）</sup>徳を<sup>（孝に）</sup>徳とす

老はのれを<sup>（孝に）</sup>徳とす<sup>（孝に）</sup>徳とす

とす<sup>（孝に）</sup>徳とす<sup>（孝に）</sup>徳とす

形には成然身であ（孝に）徳とす

又は我故身なる<sup>（孝に）</sup>徳とす

互の親を老尊しん時、孝養の徳



#

甘南地實の父時よの父と昔の  
菊田一夫の  
由紀子の由紀子と生の人

プリント

ふつとすゝかありたか。#

此の子実務主任御座るより

と仰るは我は自らの老後を

る為には電子を条件に

の方をつくすはわああ。かくの

手取の然るを成した子が

老後の我由に老老を

と云ふはかくの如き御座る

と云ふはかくの如き御座る

いと白く不却の御座る

互の行勢お生じて身も

とした時々の様子を

経過に記す



孝三郎

孝三郎は父の因縁の別の子  
仰てまゝ。

孝三郎の終りも父の終りも

は甲の政業のあとには乙の政業

ゆふとよとよと父の終りも子の

ゆふとよとよと父の終りも子の

ゆふとよとよと父の終りも子の

ゆふとよとよと父の終りも子の

ゆふとよとよと父の終りも子の

ゆふとよとよと父の終りも子の

ゆふとよとよと父の終りも子の

ゆふとよとよと父の終りも子の

ゆふとよとよと父の終りも子の

ゆふとよとよと父の終りも子の



以上は可成り均合しき事なれども、  
集束は一試を最上の一団期より  
多くはしき疑か、  
この中の群れは、  
球雲は花りが定りしこと

下の結晶は、  
構式は、  
は、  
は、  
下の結晶は、  
互層の結晶、  
である、  
下の結晶は、

心あり、  
構の



#

朝鮮の宗には大いさの基土が  
ない。一家を一同と云よか、一同の  
大いさは材木や土地によつて  
なつてある。日本では四畝  
六畝八畝半を「一戸」と  
見ても「一戸」と云よ。大  
量生産が可能な事。

一日を同額と云ふは、  
日給制、口給、口割の制、  
など、  
凡そ一月一週一月一年の  
如く、  
皆、  
及、  
の、  
方、  
を、  
は、  
は、  
は、



#そしてその配列を互のまに認め  
それによって行動する。人々の一団  
を予知するものである。

兼記

この配列順序を意味し、他人の身  
十室の秩序を意味し、他人の身  
中継りや継承の順序を意味し、他人の身  
同様に配列は、他人の身  
下の一団子を一男子位とする。各礼  
の配列が、一団子の後方の時子  
の配列が、一団子の時子の秩序  
共同配列の順序は、時子の秩序  
序は、一団子の秩序の型や秩序の  
型が一団子の秩序の型や秩序の  
序を、一団子の秩序の型や秩序の  
序。# 進行の順序  
配列の順序は、一団子の秩序の型や秩序の  
日もあり、一団子の秩序の型や秩序の  
公費の、かくの如く、一団子の秩序の  
秩序を、一団子の秩序の型や秩序の  
序。

この特殊者  
一つの独立した世界を形成して居る。

これは、決して先ずいふべきでもない

でも、この特殊者には、人々の生活

行動の大部分を支配するものがある

し、この特殊者は、先ずいふべきでもない

が、この特殊者は、先ずいふべきでもない

特殊者の子系は、その特殊者の子系

には、先ずいふべきでもない

である。他の特殊者とは、他特殊者

とは、先ずいふべきでもない

である。特殊者は、先ずいふべきでもない

である。特殊者は、先ずいふべきでもない

である。特殊者は、先ずいふべきでもない

である。特殊者は、先ずいふべきでもない

である。特殊者は、先ずいふべきでもない

この一年半の生活の総合的経験を  
まとめたもの、その第一行の基  
本

の出来栄  
新築の建築計画、途中断絶、少くも  
大石を、一年の暮までに完成  
毎日の経験の、大層、大層に

の、  
大石の、  
大石の、  
大石の、

一年半の生活素を、  
大石の、  
大石の、  
大石の、

大石の、  
大石の、  
大石の、  
大石の、

マスマンガールズコンの要りあり  
 しての長所を大勢とに面あり

けれど、時子新本堂の学級の  
 先生は先達文に普通用するよまの  
 本を移し、以下に秩序の一列を  
 思ひつゝ、人んは始まる秩序に  
 よつて移りて来り。

一列の秩序の秩序をいふては、活  
 支配さの中より、よまは容易に  
 二はなつたり。その秩序を思ひ  
 片、人の一團は、~~集~~集りて来り  
 は世清ぶる人々の集りて来り

の方角の集りて来り、秩序の集  
 りて来り、秩序の集りて来り、  
 秩序の集りて来り、秩序の集り  
 によつてか自由意志に限りか  
 として、秩序の集りて来り、  
 集りて来り、秩序の集りて来り。

① 其の如何なる秩序の集りて来り



に後おろすは集團行動として政界

集團への可成を表明しては

時々の秩序への考が是の集

團への可成を現はすその基が

明確な止り知らざるその別は

有しと云ふは、何れの本

團も明確な秩序の秩序

し、~~その~~は秩序なきがごとし

①

# 時々の秩序に後おろすに

是の時々の秩序をその内に宿して

是の集團或いは存在に可成

し、~~その~~の二は、或いは集團に可成

す、~~その~~が若し、~~その~~時々の秩序

口は口は口は口は口は口は

可成しと云ふは口は口は口は

所、人の口は口は口は口は口は

とのて、ある、ある、ある、ある、ある

時々の秩序は口は口は口は口は口は

この時々の秩序は口は口は口は口は口は

この時々の秩序は口は口は口は口は口は

この時々の秩序は口は口は口は口は口は

この時々の秩序は口は口は口は口は口は

この時々の秩序は口は口は口は口は口は

この時々の秩序は口は口は口は口は口は

この時々の秩序は口は口は口は口は口は

この時々の秩序は口は口は口は口は口は

この時々の秩序は口は口は口は口は口は

この時々の秩序は口は口は口は口は口は



#

学校と職域に依り、<sup>一部</sup>時を分ける  
は都市に依り、他の生活時々の基  
本となる。様々である。

学校と職域に依り、時々の秩序  
が職務自身の。何故であるか。

学校と職域は、<sup>生活</sup>正常人の正當  
生活である。そのこの生活は

他の方面の生活に支配される。又  
なく、自由には又、<sup>職業的秩序</sup>規則的秩序を

立て、<sup>その</sup>他の方面の生活時々は

学校と職域の生活時々の余暇の  
生活に依り、<sup>生活</sup>生活の秩序を

生活と職域に依り、<sup>一部</sup>時を分ける  
は都市に依り、他の生活時々の基  
本となる。様々である。

学校と職域に依り、時々の秩序  
が職務自身の。何故であるか。

学校と職域は、<sup>生活</sup>正常人の正當  
生活である。そのこの生活は

他の方面の生活に支配される。又  
なく、自由には又、<sup>職業的秩序</sup>規則的秩序を

立て、<sup>その</sup>他の方面の生活時々は

学校と職域の生活時々の余暇の  
生活に依り、<sup>生活</sup>生活の秩序を

学校と職域の生活時々の余暇の  
生活に依り、<sup>生活</sup>生活の秩序を

学校と職域の生活時々の余暇の  
生活に依り、<sup>生活</sup>生活の秩序を

都市と農村とは異なる形式の本質である。都市は物質の中心を以て発展し、農村は自然の中心を以て発展する。都市の発展は、交通の便、情報の流通、労働力の集積によるものである。農村の発展は、自然環境の恵み、伝統的な文化、地域コミュニティの結束によるものである。都市と農村の相互関係は、現代社会の重要な課題である。都市は農村に物資とサービスを供給し、農村は都市に食糧と労働力を供給する。この相互依存関係は、持続可能な社会の実現のために不可欠である。

以上より、都市と農村の相互関係は、現代社会の重要な課題である。都市は農村に物資とサービスを供給し、農村は都市に食糧と労働力を供給する。この相互依存関係は、持続可能な社会の実現のために不可欠である。

都市と農村の相互関係は、現代社会の重要な課題である。都市は農村に物資とサービスを供給し、農村は都市に食糧と労働力を供給する。この相互依存関係は、持続可能な社会の実現のために不可欠である。

都市と農村の相互関係は、現代社会の重要な課題である。都市は農村に物資とサービスを供給し、農村は都市に食糧と労働力を供給する。この相互依存関係は、持続可能な社会の実現のために不可欠である。



時令は社会的秩序とは一定の時

子的发展は一定の秩序に従って

一定の順序を知らずして進む

思ひの所は人にかかるといふ

物事は此の順序が故に、社会は混雑

かそれ文、保たれ此の片は、その社会秩序

を意味しかくのみ、その秩序を思ひ

それ、何かの物事を此の片は、場所人の心は

一定の順序に従って、形成人の心は

その順序は、その社会秩序

かそれ、その社会秩序

どんな困難をしても、その社会秩序

の





支給の支拂いも最終は多く月になる  
 あらから、その伴って、給料生活もあま  
 拂わ勤定は月毎に行き来する  
 片よあから、厚任は月々給費掛費  
 皆然り。之れは皆給分の周期に伴う随  
 伴的周期である。

多端に耐へ最終は能に甘んじ、木下  
 の原取に満足して片、月々給費で、終年  
 に、中争才、力の事、終年給費は  
 皆然り。

は給料はその他給任給原簿に用い

給料は、給分である。

給料又は給料を支拂は、最も多く月

給料制である。年末のあまら、とか

給料も、あまら、一年の周期を、

給料も、あまら、一年の周期を、

給料も、あまら、一年の周期を、

給料も、あまら、一年の周期を、

職人四名中三名は二の弟子より

#

上擧の如く家具工場は徒弟其人職

人名を借用して居るが徒弟の

年期は(道長と)の村林禮佛の

其の好に申考立の職人とな

の職人となりて主人の家より出

たして其のよしの理あることもよ

か徒第や職人の如く。終身は一定

して居る。又贈舟の時も一

しと居る。狂言に對しては

藝連時代の至徳の國位は世代に亘

美譽の國位がある。それは一種の勞務

契約なり。其の至徳の國位を以て

下臣の忠君は忠誠を以てし

何故か

心至し其の報が勸務の一期

其の如く、レンガの如く死

て主家に対する忠實の義務不

休養に同手時了の秩序は毎日毎

週、毎月、毎年を周期としたもの

である。各地の(宗廟や)

其の如く、生活の如く、調査

策を以てし、中食が一時了余、夕食

就寢に就時了は日毎に及

休養の時了として一般に思

ふものがある。一時了の時

日給の常知を以てし、

其の如く、其の如く、

節節ハ何々の体質が可保に常  
人日の一日の生活でその人な何々の  
配新と都々何々の因如と強弱し  
其の時々の本は恋々く何々の良縁に一般に  
云いわく一日の時々の秩序下は  
ありてあるさうか。 何をいし

醫者法にと同様に今日では日曜日  
を休業日とする。物交は何々の職  
場ないで学術の上で認めらるゝ何々の  
一日十五日を休めるとすれば何々の  
にはある。 其の市々の物にあらわ

力事団とか三回り休日の物は各々

教習の節 口即ち一月一日三月三日五月五日七月

七日九月九日。何れも大なる節日となつて居る。

大陽に接して立つて居る。二十回節氣は進行する上に今も生きている。

その他多量の信仰心もつくさるる節日

がある。皆の休養の節、娯楽の節、

教養の節、力の節、節日下りあり。あつた。

現在では口氣が制室した親禁日がある。休養の日である。

△夏至と正月の秋の節日、休養の時期か

あつたのは昔より一年か二年に一回の節日か、と云ふ人もあり、麦の収穫と米の収穫の節日か、と云ふ人もある。

市の中は古くは休養の節日、意味して

志くより申口の風を吹かして一年了りに

存心の節は休養の節、あつた。

可謂年行は一年を周知して

して休養の節、配列である。

夏至の節は一年の最大の節日

休養の節、あつた。その他、節日の

の休養の節、勤勞の節、一年の節日

の口民の累調、生活に於ける

如き力をよむ、あつた。

それ以外、古くは日本、あつた。

東洋では一般に取らぬ、あつた。

つてもそんな休養の節日、あつた。

あつた。



※ 春秋の

日本の徳小行、櫻見、紅葉狩

大陸の寒食、春秋社、秋社

ヤリと春世、復活社、心ゆく人な行すよあを移す

配器か、心よく用意さす、心ゆく存

とあり。

野

神考の、外に数案にあつての

心地よきを、色々の良縁か、色

心の、知す、年申終る

より、入わ、知つて、知

築き、心ゆく、たまたまあり。

行すの、方、日、新を、知り、

陰行して、人、心の一、聞、それか、大

々、よく、区、分、と、良、縁、を、あ、し、

地方、あつ、た、り、村、や、町、界、

位、あつ、た、り、あ、ま、る、本、更、ん、又

★時子の秩序の共同は是れを集團活動  
の統一である。其の要は共同性

する。是れは其の統一の統一である。

年中行ふの節日の社会的意味は  
青年の代恩借思慕の定了休業

2. 休業

3. 卒業福利

町の成の一地域単位、宗単位

職場単位、友と共にある。其

の統一は同一の意味の世帯に於

人に於てある。其れは是れが時子

の統一の統一の統一の統一

の統一の統一の統一の統一

と深い関係の相互の意識は

に互に生活体験共同の意識を持つ

人々の同一の一体感の感情は

マスコミの二ヶ一。其の要は手として

の統一の統一の統一の統一

社会的統一

第三回

「私は日本に於ける時局的秩序の中

前にも民生生活を支配して居るものは

本従来の家制の制を以て伴って有して

片を色々の好子秩序としてあると見

るべきである。これは日本国民の一切の社会生活の基礎を以

て平均して代々継承して居るものである。この平均

の平均に於ける家制の制は、世系家

族の擁護の爲に去来を并ぶものである

が、世系家族は家族構成が

一代を周期として同一の順序で生

限に及後して行くものである。一代は

松の神代巻では神の子か女である

ある伏魔の上にはHJの  
場合には  
年、去来を以て平均して  
の一代



△  
同一の山か色も周期の何年回らぬか  
よって大オも成せら少くも成せらふ

十五才の時は無逆であつて最果た  
多か、昔し争奪すべし事なり。

其の他一代の子には少さい昔の山や  
樂の山か色にもある。△ 宗は宗祖の

存続すべし得たのである。

その存続之中絶す。現世はこの宗  
族世系互の付子の登展の原則に

よつたし、生理的理地により子不オ

均令、并々親の早生の均令、病

弱や精神的能力之しオ、色<sup>12</sup>の

均令のあつた均令格にであるか、

養子、産婦、陰性、畜養子、松ハ



社会生活の中心の目標と認めよう

と断言する。

宋の存続と発展をわが国は経済的

過程の中心に足らぬより、<sup>この</sup>並べられ

既す、<sup>皇朝</sup>は<sup>この</sup>中<sup>の</sup>常<sup>に</sup>時<sup>の</sup>流<sup>れ</sup>の

中心<sup>を</sup>是<sup>れ</sup>と<sup>す</sup>。かく<sup>は</sup>宋<sup>を</sup>中<sup>心</sup>と

して、<sup>この</sup>社会<sup>とは</sup>時<sup>の</sup>秩序<sup>を</sup>

中<sup>心</sup>と<sup>す</sup>。其<sup>の</sup>意<sup>は</sup>、<sup>この</sup>社会<sup>の</sup>生活<sup>の</sup>

経済的因果報の理が最上回

りである。社会<sup>とは</sup>人<sup>は</sup>其<sup>の</sup>人

の存在<sup>の</sup>ついで<sup>に</sup>、<sup>この</sup>社会<sup>の</sup>生活<sup>の</sup>

を<sup>つ</sup>いて<sup>は</sup>、<sup>この</sup>社会<sup>の</sup>生活<sup>の</sup>に<sup>従</sup>







この変革による漸進的進歩の場は都市  
であるに過ぎない。

※

憲法革命による口民生活の急変

口民文化史の中に當てた大なる

変革であったが、現行法の民法改訂

に伴ふ法の制定の急変はそれより

く大なる急変であると思ふ。

◎ 家

制定の半は生活して居る日本人は他人の

意志に就いては、自ら生活の口民生活

文化の中心に在りて、他人を自由にする

政治的にかかれば、文化の中心に在りて、

家の一節に於ける、批判的観念が、

家の制定は、法律の中心に在りて、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活

本の中にある。◎

民法の制定は法律上認められ、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活

の中心に在りて、法律の中心に在りて、口民生活







ありては。

いかにその中心を  
とられたか。

考へては、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

宗族文化の位置の外に

生活

を見出すべきなり。

存心の文化の型が、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

が、その中心に基つて、その中心

的研究

視解されたいとよか、東洋の社会には歴史  
あるが、その歴史は、  
（一）  
（二）  
（三）  
（四）  
（五）  
（六）  
（七）  
（八）  
（九）  
（十）

近代人権思想における、  
（一）  
（二）  
（三）  
（四）  
（五）  
（六）  
（七）  
（八）  
（九）  
（十）

本より五十年後、  
（一）  
（二）  
（三）  
（四）  
（五）  
（六）  
（七）  
（八）  
（九）  
（十）

政治の近代化、  
（一）  
（二）  
（三）  
（四）  
（五）  
（六）  
（七）  
（八）  
（九）  
（十）

田舎の近代化、  
（一）  
（二）  
（三）  
（四）  
（五）  
（六）  
（七）  
（八）  
（九）  
（十）

と昔に同時的、  
（一）  
（二）  
（三）  
（四）  
（五）  
（六）  
（七）  
（八）  
（九）  
（十）

と、  
（一）  
（二）  
（三）  
（四）  
（五）  
（六）  
（七）  
（八）  
（九）  
（十）

と、  
（一）  
（二）  
（三）  
（四）  
（五）  
（六）  
（七）  
（八）  
（九）  
（十）

と、  
（一）  
（二）  
（三）  
（四）  
（五）  
（六）  
（七）  
（八）  
（九）  
（十）

と、  
（一）  
（二）  
（三）  
（四）  
（五）  
（六）  
（七）  
（八）  
（九）  
（十）



田舎よてあまのげれとし一才が変化し

これ他才が田舎よてあまのげれとし一才が変化し

てあまのげれとし一才が変化し

これ他才が田舎よてあまのげれとし一才が変化し

てあまのげれとし一才が変化し

これ他才が田舎よてあまのげれとし一才が変化し

てあまのげれとし一才が変化し

これ他才が田舎よてあまのげれとし一才が変化し

てあまのげれとし一才が変化し

これ他才が田舎よてあまのげれとし一才が変化し

てあまのげれとし一才が変化し

これ他才が田舎よてあまのげれとし一才が変化し

てあまのげれとし一才が変化し





二八二月 秘花

宝蘭のあゝ鉄工場の正式の従業員は七七四六  
 人であるか、同社の就業規則を見よと、同社と雇  
 傭期間の定めのため労働契約を締結したものの  
 と日々労働契約をすゝ者とならぬと云ふこと  
 との如くか、ある通り何時識首され、か不安  
 定の子情にあり労働者の一団かあゝ。日給制  
 による同社直所の臨時工がそれである。この臨時工  
 が一、一三四人あり。彼等は労働組合を構へ  
 至つたか、正式社員の労働組合とは全く別の  
 存在する間に連絡機関に過ぎぬと云ふ。彼等は

正式の労働者にな。子を甚だしく急死して片

よ。

更に右の臨時工の下層に請員業者を通じて

多数の

工場で働く最低賃銀の日給を得て片の労働

者の一隊にあ。その数は四三〇〇名であ

る。請員業者と云ふは厚社の組織をもちホス

してその配下の労働者に君臨して居ると共に

子分としてこの大工場に従属して居る。こ

の最下層の労働者は労働組合もなく労働基準

法も満足に履行されずない。

# 時令的轉移

都市の庶民の定休日は組合の規程による  
農村の定休日は住民会等の定めに不文律に  
従ふ。時令的轉移は同一の<sup>都市の</sup>規程を  
成文又は不成文によつて遵奉す。一團の  
人口の存在によつて成せしむ。一都市民  
が定め規程もある。年中行中の如きもの。一つの  
同業会の定め規程もあり。一商店定休日又

佛白を日曜に行ける人は全職地域圏に行くは  
 れて片よ。一ノ学校の部中、又園中の特為、  
 白心の空の動、皆時的特為である。





右の表に於ける一カより一年に亘る期間のほかに、身の上を顧みし、土日暮ら、  
一年の周期は家族生活に於ける周期である。

右の表に於ける一カより一年に亘る期間のほかに、身の上を顧みし、土日暮ら、  
一年の周期は家族生活に於ける周期である。

睡眠、労働、休息、賃銀(労銀) 作業時を以て休業、娯楽

決算、貯蓄

(と学考成績)

賃銀、労働、一つの決算と見よるべきである。作業時を以て休業は

(と学考成績)

労働、娯楽、休息、賃銀、娯楽は皆休業を

決算

労働として見よるべきである。賃銀と娯楽とが反動後である

要請

行動の根幹である。賃と正月とが最大の用

期の内容を以て見よるべきである。休業を以て決算か

中

生活の中心である

特に職域と職域の間に

OKINA

本業

都市娯楽、娯楽は一つの決算場

娯楽は一つの決算場

娯楽は一つの決算場

用件を以て見よるべきである。賃と正月とが最大の用

大きく  
その生活も、片から、  
官制の急増は

年と共に、  
後すれ行く、  
「民族」による時代

よ、2週間の母は同一である。又大丸の周期の融の融合せが、  
休業と休業の業、二つが生活の時、  
「主として」

招幹である。を知らぬか、  
休業中は家族の中

で休業は、  
職域において行はれ、  
「主として」

原に精選のわけ、  
二つの基本の集

「  
は、  
職場と世帯  
の場」  
も基本の周期

を形成して、  
「  
の場」